

## 会議録

1 附属機関の名称

犬山祭伝承保存委員会

2 開催日時

令和6年2月1日（木） 午後1時30分から午後3時00分まで

3 開催場所

犬山市役所 205会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員（敬称略）

鬼頭秀明、久保智康、入江宣子、藤井健三、水野耕嗣、菊池健策、石樽康彦、  
多和田兼道、小林幹和、高木浩行

(2) 執行機関

長谷川教育部長、（以下歴史まちづくり課）加藤課長、市野統括主査、輿石

(3) その他（敬称略）

前田俊一郎（文化庁）、波多野晶（愛知県）、松田莉歩（愛知県）

5 議題

○報告事項

(1) 犬山祭の保存・活用に関する届出等について

(2) 令和5年度修理事業の進捗について

魚屋町修理事業（中幕・赤幕）

○協議事項

(1) 令和6～8年度修理予定事業について

中本町修理事業（水引幕）

(2) 令和7年度修理予定事業について

寺内町修理事業（車輪）

(3) 保存修理に関する年次計画について

6 傍聴人の数

0人

7 内容

○開会あいさつ

・委員長 鬼頭秀明氏

## ○報告事項

### (1) 犬山祭の保存・活用に関する届出等について 資料 p.1~5

#### (事務局説明)

前回の委員会以降提出分の届出の報告

- ・ 1 件目：②寺内町からくり人形のパーツの毀損に関する毀損届。巫女人形の天冠前面に付いている神鏡の柄の折損と右手の扇子の劣化の届出である。石樽委員による現況確認済みであり、今後修理方針について検討を進め、方針決定次第修理届を提出予定。
- ・ 2 件目：①前回の委員会で令和 5 年犬山祭後の車山の不具合について報告した後、水野委員による現況確認、原因と緊急度の調査、修理方針に関する指導を経て、県へ毀損届と修理届を提出した。資料 p.5 は、方針に沿って修理を進めた経過のまとめである。下本町の車輪は埋木をして処置済み。熊野町の四本柱と木鼻獅子は、現在、蟻継ぎの接合部分を加工中で、水野委員による経過確認を経て犬山祭までに終了予定。新町の提灯枠等は車山本体とは別物であり届出外だが、既に発注され犬山祭までに納品される予定。練屋町は、報告のあった部材のうち、事故防止のための急ぎの対応が必要と判定された丸桁のみ応急処置を実施、残りの部材は劣化しているものの構造には影響がないとの判断により将来の屋根廻り修理で対応する方針。寺内町の下山張出は、状態の良い部材を再用のうえ造り替えを実施中。寺内町の車輪については、早期の対応が必要な状態であり、令和 7 年度の国庫補助事業に追加したいため、協議事項(2)で詳しく説明する。

#### (意見等)

- ・ 祭り後の車山の点検調査は不具合が大きくなる前に然るべき手当をすることが目的である。定期的な実施を（委員長）。
- ・ 犬山の車山は長い年月使用されているものだが、昔に比べ曳き方が強くなっているのではないか。車山を曳く環境や諸条件も昔とは違う。傷みの進んだ足廻り部材は適切なタイミングで造替えが必要である（委員）。
- ・ 寺内町巫女人形の毀損報告資料には天冠のパーツが折損した理由が記されていない。修理方法を検討する際には原因を特定することが必須である。なぜ折れたのか（委員）。
- ・ 経年劣化であり昨年秋の催事後に毀損に気づいたと聞いている（事務局）。
- ・ このような修理は自費修理になるのか（委員）。
- ・ 町内の判断になるが、市の補助金を活用する可能性はある（事務局）。
- ・ 修理の際は施工者に修理方針をいかに明確に伝えるのが重要である。平成 8 年度に製作した銅製の天冠がわずか 30 年程度で経年劣化により折れるというのは本来おかしい。もともと構造が脆弱だった可能性が高い。では修理はどうするのかという話に直結する。町内任せにせず、原因の特定と合わせた修理方針の検討を（委員）。
- ・ 石樽委員に現況を確認していただいている。修理方針も委員指導の下で検討する予定である。資料 p.2 に手描きの断面図で示したが、ご指摘のとおり折れやすい構造になっているので、折損箇所の構造も含めた作り直しなどを検討したい（事務局）。
- ・ 毀損箇所の応急処置に使用したテープはどのような素材のものか（委員）。
- ・ 現況確認の際に見たかぎりではビニールテープのような市販のものであった（委員）。
- ・ できれば後々パーツに影響を及ぼさない素材のものを使用したほうがよい（委員）。
- ・ 各委員からの意見を踏まえて今後の対応を検討すること（委員長）。

## (2) 令和 5 年度修理事業の進捗について

魚屋町修理事業（中幕・赤幕） 資料 p.6～32

(事務局説明)

- ・ 本事業は国庫補助事業で、令和 4・5 年度の 2 カ年事業である。
- ・ 大正 4 年寄贈と伝わる中幕、昭和 55 年製作の赤幕ともに幕全体にわたる劣化が著しく、今回の新調に至った。昨年度、中幕 2 面の復元新調を行い、2 年目の今年の中幕の残り 2 面と赤幕一式の復元新調を進めている。
- ・ 6 月 1 日の会議では、主として今年度新規着手となる赤幕と付属品の製作仕様の確認を行った。幕の寸法、文字刺繍の配置、菊座、房、折釘などについて懸装上の課題を踏まえ、仕様細部の調整のための協議を行った。6 月 26 日には魚屋町で車山の実測を行い、幕の最終寸法などを決定した。9 月 20 日には藤井委員が刺繍工房で中幕刺繍の進捗、赤幕の文字刺繍レイアウト案などを監修。
- ・ 10 月 30 日には藤井委員、魚屋町、事務局が刺繍工房で刺繍の進捗を確認した。併せて、中幕の乳、赤幕の文字刺繍、菊座、ハトメ、房、幕裏の銘などの最終仕様を確認。1 月 17 日には仕立てと懸装に向けての確認作業として(株)龍村美術織物が魚屋町で最後の現場確認を実施、懸装用折釘の最終仕様や打込み方法などについても確認を行った。
- ・ 今後は 2 月 5 日に藤井委員による刺繍上がり検収、3 月 1 日に仕立て上がり検収、3 月 3 日に完了検査、納品という予定であり、事業は順調に進捗している。

(意見等)

- ・ 原幕の仕様や意匠を守るという方針を請負業者と刺繍職人に納得してもらい製作を進めている。中幕の刺繍は切り付け繡い部分も直繡い部分も順調に出来上がりつつある。皮被せ技法を用いた刺繍ができる唯一の職人に依頼できたことが幸いであった。赤幕は原幕の文字刺繍の配置が詰まり気味であるため、幕寸法や(幕受け障子の上に置くために)折る位置などを考慮して配置調整をした。房は、原品が切房という形状で糸が絡みやすく抜けやすいえ房頭に木玉を使っていないので早期に型崩れする仕様のものであったため、房頭に木玉を使った捩り房に変えて堅牢なものとした(委員)。
- ・ 製作が順調に進み、出原刺繍での監修時にも素晴らしい出来栄えに仕上がりがつつある状況を確認した。3 月に修復披露を行う予定であり、町内の先輩方にも自信をもって報告できると喜んでいる(委員)。
- ・ 赤幕の文字刺繍の「町」の文字は、原幕の写真では異体字の「早」が使われているが、寸法図上の文字は「町」となっている。これはどういうことか(委員)。
- ・ 製作は原幕どおりの「早」の文字で進めており、資料 p.32 上段の写真に写っている配置案で確認いただくことができる(委員)。

## ○協議事項

### (1) 令和 6～8 年度修理事業について

中本町修理事業（水引幕） 資料 p.33～55

(事務局説明)

- ・ 本事業は国庫補助事業として令和 6・7・8 年度の 3 カ年で実施予定である。
- ・ 中本町の水引幕は慶応 3 年の製作と考えられるもので、平成 13 年と平成 27 年に修理が行

われている。麒麟と雲を刺繍した幕で、幕全面に刺繍が施されている。平成の 2 度の修理によって一見安定した状態に見えるが、短期間の使用には耐えても再度の修理は不可能な状態であり、町が復元新調を希望していたものである。

- 当初の試算において、事業費に対する所有者負担額が大きかったため、幕上辺の銑金具 18 個を新調幕で再用するなど、事業費抑制のための仕様の検討を経て事業化に至った。
- 藤井委員による調査報告書兼復元新調仕様案を基に 2 業者から参考見積を取った結果、低額であった榑龍村美術織物の見積額が 3 カ年で 45,760,000 円である。この金額と想定工期を基に 3 カ年の経費分割案を立てている。製作仕様については、藤井委員による仕様案に指定されているとおり、素材（生地、絹糸、金糸）は、現幕と同等同質のものを用いること、加工技法も現幕と同様の技法で行うこと、仕立ては堅牢性に留意しながら見える部分は可能なかぎり手縫い加工をすることなどを基本とする忠実な復元製作仕様である。
- なお、一昨日の 1 月 30 日に当初刺繍の依頼を考えていた職人が家族の介護と本人の高齢化を理由に今年度限りで廃業することになったとの連絡を受けた。本件について榑龍村美術織物からは同等の技術力をもつ別の職人に対応できるということを知っている。
- また、本幕に刺繍される麒麟の目と牙は金属製であるため、久保委員の指導によって復元仕様を決めるための蛍光 X 線分析調査を 9 月に実施した。調査は京都国立博物館の降幡氏に依頼し、今回は中本町まちづくり拠点施設の倉庫内で実施した。調査によって検出された金属のデータを基に久保委員が指定した復元仕様をまとめたものが資料 p.52 の表である。黒目、白目、牙の素材と着色方法はそれぞれ異なる内容となった。
- 3 カ年の工程の概略：1 年目は側面の幕 1 枚の新調と前後左右 4 面分の目と牙の製作、2 年目は前後面の幕計 2 枚の新調、最終年に側面の幕 1 枚の新調と幕上辺の銑金具 18 個のクリーニングを予定している。

(意見等)

- 中本町の水引幕は総詰めで唐摺りという技法が用いられており、復元新調には高度な技術と時間を要する。業者へは十分な指導が必要である。刺繍担当者が変更になったとのことだが、同等の技術力のある者が代替することなので、想定していた工期で計画どおり事業を完了できるか事業着手前に十分確認をするつもりである（委員）。
- 金属パーツの分析調査では、資料 p.52 の「③麒麟の牙」に関して稀少な結果を得た。犬山祭の懸装品に使われている金属は銅板に鍍金というものが一般的だが、この牙からは亜鉛とニッケルが検出された。ニッケルが検出された場合、通常は江戸時代のものではないと判断するが、この牙はどう見ても慶応 3 年当初のものであり、即ち犬山では幕末に外国から入ってきた原材料をいち早く使って刺繍幕を飾ったということが言え、意義深い分析となった。津島天王祭の刺繍幕でも銅板ベースにはんだメッキという想定外の着色法が確認されており、幕末から近代にかけて中京圏でも新しい素材や工夫を取り入れていたことが窺える。ニッケルと亜鉛を含む銅合金で今回の調査結果と組成が近い市販品の洋白 C7451 を用いて復元新調をすることが妥当と判断している。確認だが、一文字裂上の銑金具を新調幕に移す際に割足が折れることは想定に入れているか（委員）。
- 想定に入れ、参考見積業者も折れた場合の処置を見積額に含めている（事務局）。
- 一文字裂上の銑金具だが、資料 p.38 には「併用する」と記載されているが間違いないか（委員）。

- ・ 復元新調後、祭礼で使用する幕は新調幕になるが、将来もし原幕活用の別の機会があった場合を想定して「併用」という記載とした（事務局）。
- ・ 基本的には新調幕に付けて使用するだけに留めたほうがよいのではないかと。それから、県の有形指定を受けているものだが、現状変更の手続きは必要になるか（委員）。
- ・ 補助事業の場合、記録が残るため修理届は不要だが現状変更届は必要である（オブザーバー）。
- ・ 金具の脱着を繰り返すと割足は確実に劣化する。古い金具を再利用するというのはあくまでも経費抑制のための窮余の措置である。本来、復元新調をする場合は原幕を以後使わずに現状以上傷めることなく保管することで文化財的価値を担保するのである。金具を併用して再度原幕を使うということは、理屈に合わない（委員）。
- ・ 中本町に具体的な原幕再利用の予定がある訳ではないので、認識を改め併用ではなく再用に留めるという方針に修正して進める（事務局）。
- ・ 県の有形指定品だが、復元新調後は原幕も新調幕も有形民俗文化財になるのか。国の場合、原幕は指定を外れると聞いているがどうか（委員）。
- ・ 原幕が使用に耐えない状態であるため復元新調するという考えであり、原幕をまた使用するという事は理屈に合わない。国の場合は復元新調したものが指定品になるのが基本である（オブザーバー）。
- ・ 愛知県の場合は指定から外れるから現状変更届が必要なのか（委員）。
- ・ 国の方針とは別に、自治体によっては原幕を指定して残すところもあり、各自治体の条例や方針に基づいて対応している（オブザーバー）。
- ・ 個人的には、原幕も指定品として残し、文化財としての価値がそれによって担保されると良いと思う（委員）。
- ・ 古い幕のほうが文化財的に価値があることが多く、そのため有形文化財指定をする。原幕も同時に保護することが重要である。美術工芸品として伝統技術とともに保護するという考え方によって文化財が残っていくと思う。原幕は復元新調後は使用しない方向で進めること。そのための復元新調であり、古いものの保護のことも念頭において事業を進められたい（委員長）。
- ・ 洋銀が慶応3年に用いられたとしても時期的にはおかしくないということか（委員）。
- ・ 他事例からも19世紀後半に西洋の材料が日本に入ってきていてもおかしくないと言える。今回の調査結果から仕様を水銀鍍金とする根拠もない（委員）。
- ・ この時代は染料も大きく変遷した時代である。広範囲の事例や考え方を参考にしながら検討する必要があり、今後の課題だと思う（委員）。
- ・ 本事業に関しては藤井委員と久保委員の指導の下で来年度の着手に向けて準備を進めること。計画を了承するという事で問題ないか（委員長）。

→委員会了承

## (2) 令和7年度修理予定事業について

寺内町修理事業（車輪） 資料 p.56～61

(事務局説明)

- ・ 本件は、昨年の犬山祭後に各町内から報告された不具合の中の1件であり、6月に水野委員による現況確認を実施した。事業化の対象は寺内町の車山の車輪一式であり、資料 p.57

に記載のとおり、車山、車輪ともに建造年代は不明である。長年にわたる使用によって車輪が楕円形に変容しており、特に変形が顕著な左前輪では長径と短径の差が最大で 15mm あるため、他の車輪との不調和が生じ、押してもすぐに止まってしまうなど運行に支障を来たしている。車輪の変形と、当初からの車輪厚の狭小さが原因となって、車山全体が傾いている可能性がある。楕円形の車輪ががたがたと揺れ、輪の内側が芯棒に接触するため芯棒包み金物を留めるビスの頭が取れており、金物がずれて外れることなども危惧される。外周の状態も極めて悪く、傍方向へは材を打ち足すことが可能であるが木口方向には足せないため、全体として円を相当小さくする以外に真円形の車輪に戻すことが不可能である。見付面にも割れが多数見られる。

- ・ 消耗を伴う足廻り部材としては、すでに耐用の限界を超えている。車輪は安全な運行の要であり、早期の復元新調が必要との判断から、取り急ぎ(有)八野大工から概算見積を得た。現在の車輪と同じ仕様で新調することを基本とし、ケヤキの芯去材での加工、釜金物と鉄輪の設置、拭き漆による見付面の保護などが含まれて、概算 7,480,000 円である。本件を令和 7 年度に国庫補助事業として中本町の事業に追加するかたちで実施したいと考えている。

(意見等)

- ・ 寺内町の車山は製造年代が不明であるがかなりの年月を経ておりよく使ったものと言える。輪ごとに程度の差はあるものの、車輪が楕円形になった状態で曳くのは危険であり、自動車と同様、前後左右のバランスも重要であるため 4 輪一式の造り替えが必要と判断した(委員)。
- ・ 前回までの計画にはなかった緊急の追加案件であるが、文化庁の意見や補助の見込みなどはどうか(委員長)。
- ・ 緊急性の高い案件であることは承知した。令和 7 年度の希望としてできるだけ調整はしたいが、令和 6 年能登半島地震によって民俗文化財もキリコ祭りをはじめ大きな被害を受けた。災害復旧の予算対応が必要で優先せざるを得ない。このため、現時点では令和 7 年度の通常の屋台の文化財修理がどの程度できるか見込みが立たない状況である(オブザーバー)。
- ・ 車軸周辺の部材であり事故が起きたら大変なことになるのでぜひ対応をお願いしたい(委員長)。
- ・ 一般的には車輪が楕円になった場合は削って真円にして少し小さくなった寸法に合わせて鉄輪を嵌め直すが、今回はそのようにしない理屈が明確になっていない。現車輪の構造、工法、材質、状態を図面等で十分に説明する必要がある。鉄輪で覆われた木部がなぜここまで傷んだのかということも説明が要る。概算見積の内訳書の「車輪(中)」の仕様欄にある「415×242×1,100」という数字は何か(委員)。
- ・ 材料の寸法である(事務局)。
- ・ そうであれば、やはり他に図面や仕様書等の詳細を示す書類が必要である。寺内町の場合、車輪厚が小さいとのことだが新調するにはどうするのか(委員)。
- ・ 詳細仕様は今後検討の予定だが、概算見積は現状復旧を前提に出してもらっている(事務局)。
- ・ 車輪厚を変更すると車軸にまで影響が出る。重要な事柄なので、町の意見を聞きつつも慎重に検討しなければならない(委員)。

- ・ 通常の車輪修理で行う削り込みによる真円化と鉄輪の嵌め直しでは、長径と短径の差が 15mm ある本件の場合、うまくいかない。現車輪をよく調査し、その結果から平均値的な新調仕様を出していくことになる（委員）。
- ・ 令和 6 年度事業計画の提出に向け、次回の委員会までに水野委員、寺内町、修理業者とともに慎重な検討を行い、詳細な図面と仕様書を準備する（事務局）。
- ・ 確認事項が多いが、水野委員の指導の下で適切に進めることを前提として本件の事業化を了承してよいか（委員長）。

→委員会了承

(3) 保存修理に関する年次計画について 別紙 1（非公開）

(事務局説明)

- ・ 前回の委員会以降の新規要望は、令和 7 年度の寺内町車輪の復元新調、令和 11 年度の練屋町の上山修理のほか、令和 16 年度の新町の幕新調と彫刻修理、令和 17 年度の寺内町の上山と中山の塗り直しと人形修理である。年次計画に沿って、順次、担当委員に現況確認を依頼し修理方針の検討を進めていく。

(意見等)

- ・ 引き続き計画に沿って事業化に向けた準備を事務局で進めること。年次計画についても了承いただけるか（委員長）。

→委員会了承

- ・ 令和 5 年度の事業が順調に進んでいることを確認した。令和 7 年度以降の事業計画についても内容を確認した。本日指摘のあった課題については委員指導の下で適切に進めてほしい。祭りの開催ごとに点検を行うのは大変であるが、現状を把握するために継続し、今後の修理計画へも反映していただきたい。令和 7 年度事業については、能登半島地震対応の影響で中本町の事業と寺内町の事業とで調整をしてもらう必要が生じるかもしれない。その場合は相談して進めたい（オブザーバー）。

○その他

(1) 令和 6 年度第 1 回委員会の開催日程について 別紙 2

- ・ 次回委員会の開催日は、令和 6 年 6 月 6 日（木）13 時 30 分から決定。改めて事務局から通知する。

○閉会あいさつ

- ・ 長谷川部長